

シンガポールの就労ビザ取得の 概要について

(2024 年 9 月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

シンガポール事務所

本資料の利用についての注意・免責事項

本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地法律事務所 RAJAH & TANN SINGAPORE LLP に作成委託し、2024 年 9 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本資料はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本資料にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび RAJAH & TANN SINGAPORE LLP は、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび RAJAH & TANN SINGAPORE LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・シンガポール事務所

E-mail : SPR@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. シンガポール就労ビザ取得の概要.....	4
1.1 シンガポールにおける就労ビザ.....	4
1.2 Employment Pass（EP）および S Pass	5
1.2.1 EP について.....	5
1.2.2 S Pass について.....	8
1.2.3 EP および S Pass に共通する留意点.....	9
1.3 Training Employment Pass（TEP）.....	11
1.4 Personalised Employment Pass（PEP）.....	11
1.5 Work Holiday Pass（under Work Holiday Programme）.....	11
1.6 Entre Pass	11
1.7 Tech.Pass.....	12
1.8 Overseas Networks & Experience Pass（通称 ONE Pass）.....	12
1.9 取締役の兼務について.....	13
1.10 Work Permit について.....	13
1.11 Miscellaneous Work Pass について.....	14
1.12 Work Pass Exemption Activity について	14

シンガポールの就労ビザ取得の概要について

1. シンガポール就労ビザ取得の概要

1.1 シンガポールにおける就労ビザ

シンガポールにおける就労ビザ発給を管轄している省庁は、Ministry of Manpower（以下、「MOM」）である。下記の MOM のウェブサイト上には、就労ビザの種類やそれぞれの取得要件（Eligibility）、審査期間や申請プロセスなどの情報が詳細に公表されている。

MOM: [Work passes \(mom.gov.sg\)](https://www.mom.gov.sg/work-passes)

就労ビザは、「Work Pass(es)」と総称される。

就労ビザの発給にあたっては、一部を除き¹、(i) 就労ビザ申請者の個人情報（学歴、職歴、シンガポールでのスポンサー企業の給与、ポジションなど）、および (ii) 就労ビザのスポンサーとなる外国人を雇用する企業情報（資本金、事業内容や過去 3 期の売り上げ、ローカル（シンガポール国籍保持者および永住権保持者）に対する求人広告掲載など）の両方が MOM によって審査される。

また、就労ビザの種類によって、申請者がシンガポールで得る月額給与の要件や、企業がスポンサーできる人数に枠（Quota）が設けられていたり、企業が外国人雇用税（Levy）を課される場合など、細かい申請要件設定があるため、取得申請を検討する際には、都度 MOM のウェブサイト（<https://www.mom.gov.sg/passess-and-permits>）で最新の情報を確認する点に留意が必要である。

なお、Employment Pass に関しては、新規申請については 2023 年 9 月 1 日以降、更新申請についても 2024 年 9 月 1 日以降、現在の審査プロセスと抜本的に異なる Complementarity Assessment Framework（COMPASS）と称する新制度に移行した。この制度のもと、PMET（Professionals, Managers, Executives and Technicians）クラスの社員が 25 名以上の雇用者に対しては、ローカル社員の雇用率や社員の国籍のダイバーシティが審査項目として加わることになる。COMPASS については「1.2.1 EP について」で説明する。

日本人が当地で就労する際に取得を検討するビザは、一般的に下記の 8 種類が該当する。

- Employment Pass (EP)
- S Pass
- Training Employment Pass (TEP)
- Personalized Employment Pass (PEP)

¹ 後述する Personalized Employment Pass (PEP)、Overseas Networks & Expertise Pass (One Pass)、Work Holiday Pass (under Work Holiday Programme)、Work Permit を除く。

- Work Holiday Pass (under Work Holiday Programme)
- Entre Pass
- Tech.Pass
- Overseas Networks & Experience Pass (通称 ONE Pass)

これらのビザに関する概要を、以下説明する。

1.2 Employment Pass (EP) および S Pass

1.2.1 EP について

EP は、駐在員や現地採用の日本人の多くに発給されており、一般的には専門職や管理職に就く者を対象としている。シンガポールで得る月額固定給 (fixed monthly salary)²には、最低ラインの定めがある (「最低月額固定給」 minimum qualifying salary)。新規申請および更新申請については以下のとおり引き上げられている。最低月額固定給は年齢に応じて増加し、その金額は <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/eligibility> から確認できる

セクター	2022 年 9 月 1 日以降の新規申請	2023 年 9 月 1 日以降の更新申請	2025 年 1 月 1 日以降の新規申請と 2026 年 1 月 1 日以降の更新申請
金融以外のすべてのセクター	23 歳以下で最低 5,000 S ドル (ただし、年齢に応じて上昇し、45 歳以上は最低 1 万 500 S ドル 必要)	23 歳以下で最低 5,000 S ドル (ただし、年齢に応じて上昇し、45 歳以上は最低 1 万 500 S ドル 必要)	23 歳以下で最低 5,600 S ドル (ただし、年齢に応じて上昇し、45 歳以上は最低 1 万 700 S ドル 必要)
金融セクター	23 歳以下で最低 5,500 S ドル (ただし、年齢に応じて上昇し、45 歳以上は、最低 1 万 1,500 S ドル 必要)	23 歳以下で最低 5,500 S ドル (ただし、年齢に応じて上昇し、45 歳以上は最低 1 万 1,500 S ドル 必要)	最低 6,200 S ドル (ただし、年齢に応じて上昇し、45 歳以上は 最低 1 万 1,800 S ドル 必要)

² fixed monthly salary とは、基本給に加えて固定で支給される手当 (住居手当等) を含む金額をいう (MOM [「What is a fixed monthly salary?」](#) 参照)

❖ COMPASS (Complementarity Assessment Framework)

前述のとおり、新規申請については 2023 年 9 月 1 日以降、更新申請については 2024 年 9 月 1 日以降、EP の申請制度が「COMPASS」と称するポイント制に移行した。六つの審査項目について、それぞれ 0/10/20 のポイントが算出される。EP を取得するためには、六つの審査項目の合計ポイントが 40 以上である必要がある。

六つの審査項目は、四つの基本審査項目と、二つのボーナス審査項目に分類される。また、EP 申請者個人の資質に関する審査項目（下記(i),(ii),(v)）と、雇用主の資質に関する審査項目（下記(iii),(iv),(vi)）が存在する。各審査項目の詳細および評価基準については、MOM のウェブサイトを参照されたいが、概要は以下のとおりである。

基本審査項目

i. 給与額

- 同一セクターにおけるローカル PMET 社員³の給与との比較
- 90%以上の場合 20 ポイント、65%以上 90%未満の場合 10 ポイント、65%未満の場合は 0 ポイント
- 基準となる金額（Salary benchmarks by Sector）はセクター・年齢に応じて細かく定められている。
- 現在の Salary benchmarks by Sector については、下記リンクを参照のこと（年に 1 度、更新される）。

<https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/eligibility/compass-cl-salary-benchmarks>

ただし、前述 1.2.1 で記載の minimum qualifying salary が Salary benchmarks by Sector よりも高い場合は、minimum qualifying salary を充足する必要がある。

ii. 学歴

- 申請者の学歴
- シンガポールの大学のほか、QS World University Rankings の有名大学トップ 100 を卒業している場合、20 ポイントが付与されるが、現在ランクインしている日本の大学は東大、京大、東工大、東北大、阪大の 5 大学のみである。

³ PMET とは、Professional（弁護士、会計士、医師等の資格・特殊スキルの保有者）、Manager・Executive（管理・監督を行うポジション）、Technician（技術者・エンジニア）の頭文字をとったものである。ただし、これらに該当しない従業員であっても、月額給与が 3,000 S ドル以上の従業員は PMET とみなされる。

- UK における Bachelor と同等の学位を有する場合（すなわち日本の 4 年制大学を卒業している場合）や、特定の機関等に認知された専門資格を有する場合は、10 ポイントが付与される。
- 卒業資格が正しいことを示すため、MOM が認定した Screening Company の発効する Verification Proof が必要となる⁴。

iii. 多様性

- 雇用主の PMET 社員における申請者の国籍の割合
- 5%未満の場合 20 ポイント、5%以上 25%未満の場合 10 ポイント、25%以上の場合 0 ポイント
- myMOM Portal⁵ でポイントの確認が可能。
- PMET 社員数が 25 人未満の場合、自動的に 10 ポイントが付与される。

iv. ローカル雇用への貢献度

- PMET 社員に占めるローカル従業員の割合が、同業セクターの他社と比較して相対的に高いか否か。
- 上位 50%の場合 20 ポイント、20%以上 50%未満の場合 10 ポイント、20%未満の場合 0 ポイント
- myMOM Portal でポイントの確認が可能。
- PMET 社員数が 25 人未満の場合、自動的に 10 ポイントが付与される。

ボーナス審査項目

v. 不足職種

- 不足職種リスト（Shortage Occupation List）⁶に掲載されている職種の場合、20 ポイント
- ただし、申請者と同じ国籍を有する従業員が PMET の 3 分の 1 以上を占める場合、10 ポイントに減少。

vi. 戦略的経済優先活動

- シンガポールの戦略的経済優先事項に沿った適格プログラム⁷に参加している企業の場合、10 ポイント

⁴ Verification Proof および Screening Company については、下記リンクを参照のこと。

<https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/documents-required#changes-to-verification-requirement>

⁵ <https://www.mom.gov.sg/eservices/services/mymom-portal>

⁶ <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/upcoming-changes-to-employment-pass-eligibility/complementarity-assessment-framework-compass/compass-shortage-occupation-list>

⁷ <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/upcoming-changes-to-employment-pass-eligibility/complementarity-assessment-framework-compass/compass-strategic-economic-priorities-bonus>

なお、COMPASS 制度の下でも、上記の minimum qualifying salary の要件を満たしていることは必要である。また、後述の MyCareersFuture での広告掲載義務は継続する。月額固定給が 2 万 2,500 S ドル以上の者、ICT（後述）申請者、申請する就労期間が 1 カ月以内の者については COMPASS の適用はない。

COMPASS : [Complementarity Assessment Framework \(mom.gov.sg\)](https://mom.gov.sg/compass)

1.2.2 S Pass について

S Pass は、給与額が EP 取得水準に届かない駐在員や現地採用の日本人に発給されている。S Pass においても、シンガポールで得る月額固定給（fixed monthly salary）には最低ラインがあり（minimum qualifying salary）、以下のとおり引き上げられている。最低月額固定給は年齢に応じて増加し、その金額は下記リンクを参照のこと。

<https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/s-pass/upcoming-changes-to-s-pass-eligibility>

セクター	2023 年 9 月 1 日以降の更新申請	2023 年 9 月 1 日以降の新規申請または 2024 年 9 月 1 日以降の更新申請	2025 年 9 月 1 日以降の新規申請または 2026 年 9 月 1 日以降の更新申請
金融以外のすべてのセクター	23 歳以下で 3,000 S ドル （ただし、年齢に応じて上昇し、45 歳以上は最低 4,500 S ドル必要）	23 歳以下で 3,150 S ドル （ただし、年齢に応じて上昇し、45 歳以上は最低 4,650 S ドル必要）	23 歳以下で最低 3,300 S ドルで、詳細は未定
金融セクター	23 歳以下で 3,500 S ドル （ただし、年齢に応じて上昇し、45 歳以上は最低 5,500 S ドル必要）	23 歳以下で 3,650 S ドル （ただし、年齢に応じて上昇し、45 歳以上は最低 5,650 S ドル必要）	23 歳以下で最低 3,800 S ドルで、詳細は未定

上記のとおり、給与の要件的には S Pass が取得しやすいが、セクターごとに取得できる枠（Quota）が以下のとおり決まっている。

セクター	2023 年 1 月 1 日以降
- 製造 - 建設 - 造船 - 加工（プロセス）	15%
サービス	10%

この枠は、シンガポールで S Pass をスポンサーする企業の総従業員数（EP は除外される）に対する比率なので、S Pass を申請したくとも、枠がない会社が多いという事情がある。またセクターベースで各社の S Pass と Work Permit 保持者の比率に上限が設定されている。

また、S Pass の雇用税（levy）を政府に支払う必要がある。S Pass 保有者 1 人当たりの levy は、セクターや各社の全従業員の比率によって異なるが、月額 1 人当たり最大 650 S ドルである。MOM: <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/s-pass>

1.2.3 EP および S Pass に共通する留意点

❖ MOM の自己診断ツール（SAT）

MOM が公開している下記の自己診断ツール（Self-Assessment Tool、以下、「SAT」）によって、EP と S Pass のどちらの発給を受けられるか、事前に取得の可能性があるビザの種類の見当をつけることが可能である。ただし、SAT は申請者側のみの申請要件を基準としているため、スポンサー企業側の申請要件は含まれていない。よって、SAT による発給目安結果が、実際の取得可否を保証するものではない。

MOM: [Employment / S Pass Self-Assessment Tool \(mom.gov.sg\)](https://www.mom.gov.sg/employment/s-pass-self-assessment-tool)

❖ MyCareersFuture での広告掲載義務

MyCareersFuture は政府が運営する求人サイトである。誰でも閲覧できるものの、求職者として応募できるのはシンガポール人およびシンガポール永住者に限られる。企業は、原則として、EP または S Pass を申請する前に、まず、この求人サイトで適任者を探す必要がある。その際には、14 日間の求人広告掲載を行う必要がある。そして、これに対する応募者に適切な人材がいなかったり、または条件面で合致する者がいない場合に、EP または S Pass の申請を行うことができる。ただし、以下の場合には適用除外となる。

- 従業員が 10 名未満の企業
- パスの申請者の月額固定給与が 2 万 2,500 S ドル以上である。
- 1 カ月以内のビザしか必要でない場合。
- シンガポール内のグループ会社への転籍
- ICT（後述）での申請

❖ ICT（Intra Corporate Transferee、以下「ICT」）に関する留意点

ICT と称する制度は、現職の管理職または専門職の従業員が、シンガポール企業に管理職または専門職としてグループ会社内異動する場合に使用できる制度である。ICT を利用する場合、求人広告掲載義務（MyCareersFuture）が免除される。ただし、2020 年 11 月より運用が変わり、日本からの駐在員に ICT 制度を使い、企業内転勤者と申告して EP の発給を受けた場合は、家族等帯同者に Dependant's Pass（以下、「DP」）が発行されない⁸。また、家族を帯同しない場合でも、ICT は原則一度の赴任しか認められていないため、将来の再赴任の際に、EP が発給されないこともリスクとしてある。日本企業においては、前述のとおり、DP 取得ができないこと、原則一度の赴任に限られるため、近時ではあまり使われていないといえる。

❖ DP に関する留意点

月額固定給与が 6,000 S ドル以上の EP または S Pass 保持者については、配偶者および 21 歳未満の子に DP が発給される。DP の有効期間は、EP または S Pass の有効期間に紐づいている。DP 保持者は、シンガポールでの滞在許可が得られるが、就労については制限されている。DP 保有者が就労する方法は、(i) 自らも EP、S Pass または Work Permit を取得する、または (ii) Letter of Consent（以下、「LOC」）を取得する、の 2 通りである。(i) の Work Permit については、1.4 に記載のとおり、原則として国籍制限があるが、DP 保有者による取得の場合には、国籍制限は適用されない。(ii) の LOC については、以前は DP 保有者を雇用する企業が申請すれば取得できたが、現在は制度が変わり、DP 保有者自身が事業主として MOM に申請しなければ取得できない上、最低 1 名のローカル雇用が必要となる。

MOM: [Working in Singapore \(mom.gov.sg\)](https://mom.gov.sg/Working-in-Singapore)

⁸ ICT 制度利用者の家族への DP の発給が認められるのは、シンガポールとの二国間 FTA においてかかる DP の発給が保証されている国からの駐在員に限られる。日本はこれに該当しない。

1.3 Training Employment Pass (TEP)

大学生のインターンシップ生を外国から受け入れたり、同一グループ企業内で研修の一環として研修生を当地に派遣したりする場合には、Training Employment Pass（以下、「TEP」）の取得を検討することができる。一定の大学の学生（[List of acceptable institutions \(mom.gov.sg\)](https://mom.gov.sg)）であるか、または 3,000 S ドル以上の月額固定給を得ることが申請受理の条件で、TEP の有効 期間は最長 3 カ月間である。

MOM: [Training Employment Pass \(mom.gov.sg\)](https://mom.gov.sg)

1.4 Personalised Employment Pass (PEP)

当地で既に EP を保持しており 1 万 2,000 S ドル以上の月額固定給を得ている者、またはシンガポール国外にいる者で、直近の月額固定給が 2 万 2,500S ドル 以上⁹であった人物が対象である。起業家やシンガポールに登録されている会社の株主兼取締役は申請ができない。Personalised Employment Pass（以下、「PEP」） 取得者には、転職をする際などに新たに EP を取得する 必要がなく、最長 6 カ月間は、無職であっても引き続き滞在が許可されるという利点がある。ただし、1 暦年につき 14 万 4,000 S ドル以上の固定給があることが PEP 維持の条件である（2023 年 9 月 1 日以降に発給された PEP については、1 暦年につき 27 万 S ドルに引き上げられる）。 PEP の有効期間は最大 3 年であり、一度しか発行されないが、失効後に EP を取得することは 可能である。

MOM: [Personalised Employment Pass \(mom.gov.sg\)](https://mom.gov.sg)

1.5 Work Holiday Pass (under Work Holiday Programme)

Work Holiday 制度によって、Work Holiday Pass の取得が可能である。申請できるのは、日本、香港、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、ドイツ、オランダ、スイス、英国、アメリカの一定の大学の学生または卒業生（18 歳以上 25 歳以下）に限られ、期間は 6 カ月間のみである。

MOM : [Work Holiday Pass \(under Work Holiday Programme\) \(mom.gov.sg\)](https://mom.gov.sg)

1.6 Entre Pass

当地で起業をする場合には、EP とは別のオプションとして Entre Pass を申請することができる。しかし、申請者が下記の起業家（Entrepreneur）、イノベーター（Innovator）、投資家（Investor）のいずれかの要件を満たすことが条件となり、さらに業種制限が設けられている。

⁹ 従前は 1 万 8,000 S ドルだったが、2023 年 9 月 1 日から 2 万 2,500 S ドルに引き上げられた。

なお、各項目については、すべての要件を満たす必要はない。このビザは、MOM の裁量により、その時々々の政府の経済政策に影響されるため、申請を検討する際には特に留意が必要である。

- **Entrepreneur**：政府系 VC やエンジェル投資家などからの投資を受けていること、シンガポール政府がサポートするインキュベーターなどの支援を受けていること、顕著な起業 経験があること。
- **Innovator**：シンガポール国外にて有する知的財産権に関連する事業を持つこと、シンガポール高等教育機関などとの共同研究を行っていること、顕著な実績があること。
- **Investor**：投資経験および顕著な実績があること。

MOM：[EntrePass \(mom.gov.sg\)](https://mom.gov.sg/EntrePass)

1.7 Tech.Pass

2021 年 1 月より、新たに Tech. Pass が導入されている。Tech.Pass は、e-commerce、AI、サイバーセキュリティといった先端分野の産業を誘致するために新たに導入された就労ビザである。このビザを申請するためには、以下の三つの要件のうち、少なくとも二つを満たす必要がある。直近（ただし 1 年以内に限る）の月額固定給が 2 万 2,500 S ドル以上¹⁰であること。

- 評価資本価格または時価総額が 5 億米ドル以上または 3,000 万米ドル以上の資金調達をしているテクノロジー企業で、累計 5 年以上の主導的役割を担っていたこと。
- 月間のアクティブユーザーが 10 万人以上であるか、または年間 1 億米ドル以上の売り上げのあるテクノロジー製品の開発において、累計 5 年以上の主導的役割を担っていたこと。

Singapore Economic Development Board: [Tech.Pass | Singapore EDB](#)

1.8 Overseas Networks & Experience Pass (通称 ONE Pass)

2023 年 1 月より導入されたグローバルのトップタレントを誘致するためのビザである。分野は、ビジネス、芸術、文化、スポーツ、科学、テクノロジー、アカデミア、研究である。過去 1 年以内に月額固定給を最低 3 万 S ドル得ているか、またはシンガポールで得る月額固定給が最低 3 万 S ドルであることが求められる。しかし、著名な人材については例外的にこの要件を緩和すると発表されている。また、海外にいる人材が ONE Pass を申請する場合、①海外の Established Company で最低 1 年働いていたか、あるいは②シンガポール内の Established Company で働く予定であることが必要となる。既にシンガポールで Work Pass を有する人材が申請をする場合には、①の要件が緩和され、シンガポール内で最低 1 年間働いていたことで足りる（②については海外にいる人材の場合と同様）。Established Company と認められるために

¹⁰ 従前は 2 万 S ドルだったが、2023 年 9 月 1 日より引き上げられた。

は、時価総額もしくは評価額が 5 億米ドル以上、または年間収益が 2 億米ドル以上の企業である必要があり、グローバルオフィス全体の合計額が考慮され、ケースバイケースで評価される。

ビザの有効期間も申請時で 5 年、更新も 5 年と EP よりも長い。また、配偶者も LOC で就労が許可される。

MOM: [Overseas Networks & Expertise Pass \(mom.gov.sg\)](https://mom.gov.sg/overseas-networks-expertise-pass)

1.9 取締役の兼務について

EP 保持者については、MOM に申請の上、EP をスポンサーした企業以外でも関係会社の取締役としての兼務が認められる。この際の明確な取り扱いが MOM から公表されており、EP 保持者が Director 職を兼務する場合は、MOM から Letter of Consent の発給を受ける必要があるもので、留意が必要である。

MOM: [Taking up secondary directorship \(mom.gov.sg\)](https://mom.gov.sg/taking-up-secondary-directorship)

1.10 Work Permit について

Work Permit とは、一般にホールスタッフ、単純作業または建設現場労働者、家事補助（いわゆるメイド）や産褥補助にあたるもの、クラブなどでのパフォーマンスアーティストを対象とし発給されるビザである。Work Permit には下記の 5 種類がある。

- Work Permit for Migrant Worker（ホールスタッフ、単純作業労働者、工事現場作業員など）
- Work Permit for Migrant Domestic Worker（家事補助）
- Work Permit for Confinement Nanny（産褥補助）
- Work Permit for Performing Artiste（クラブ等でのパフォーマンスアーティスト）
- Training Work Permit

Work Permit については、取得にあたっての国籍制限が設けられており、雇用にあたって企業による Security Bond（保証金）が必要となるが、DP 保有者が Work Permit を取得する場合は、これらが免除される。

また、毎月の外国人雇用税の支払いが義務付けられているほか、Work Permit for Migrant Worker の発給にあたっては、企業がスポンサーとなれる外国人採用可能枠が設けられている。

MOM: [Calculate foreign worker quota \(mom.gov.sg\)](https://mom.gov.sg/calculate-foreign-worker-quota)

1.11 Miscellaneous Work Pass について

上記以外に、宗教家、宗教または政治にかかる講演会に招かれている講師や外国人ジャーナリストについては、最長 60 日間までの Miscellaneous Work Pass を取得しなければならない。

MOM: [Miscellaneous Work Pass \(mom.gov.sg\)](https://mom.gov.sg/mom/home/faq-work-passes.html)

1.12 Work Pass Exemption Activity について

仲裁・調停関係業務、セミナーやカンファレンスの実施など一定の業務・活動については、1 年あたり合計 90 日まで、Work Pass を取得することなく活動することが可能である。対象となる業務・活動については下記ウェブサイトを参照されたい。なお、シンガポールに入国後、活動開始前に MOM に通知を行う必要がある¹¹。

MOM: [Eligible activities for a work pass exemption](https://mom.gov.sg/eservices/services/e-notification-to-perform-work-pass-exempt-activities)

¹¹ 下記サイトから MOM への通知が可能である。

<https://www.mom.gov.sg/eservices/services/e-notification-to-perform-work-pass-exempt-activities>